

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <u>令和2年2月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない対象契約については保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトに係る対象契約」若しくは「別紙5 水力発電等プロジェクトに係る対象契約」に該当するもの又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、<u>軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。</u>）に係る対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。た</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>対象契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトに係る対象契約」又は「別紙5 水力発電等プロジェクトに係る対象契約」に該当するものについては、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</p>	

新	旧	備考
<p>だし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</p> <p>(9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。<u>ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。</u></p> <p><u>① 運用規程第22条又は第24条に該当する対象契約</u></p> <p><u>② 運用規程第23条に該当する対象契約のうち、既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下イからハまでのすべてを同じくする対象契約</u></p> <p><u>イ 対象契約の相手方及び支払人</u></p> <p><u>ロ 支払国、仕向国及び子会社の所在国</u></p> <p><u>ハ 決済条件</u></p> <p>(10)～(15) (略)</p>	<p>(9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p> <p>(10)～(15) (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>令和2年2月28日</u>]</p> <p>この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>令和2年2月10日</u>]</p> <p>この改正は、<u>令和2年2月18日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙7] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙7] (略)</p>	
<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>	